

大学名 滋賀医科大学

第69号 特集テーマ「国立大学のこれから」

表題 特定看護師の実装と支援 -即戦力となる実務者の養成-

滋賀医科大学では、**2016年に国立大学で初めての「看護師の特定行為研修」の指定研修機関として指定**をうけて以降、県内外より121名余の修了生を輩出してきました。大学附属病院での修了生活動の実装のために業務管理委員会を設置して活動を支援しています。また、2027年度までの第4期中期目標に50名の修了者を掲げ、受講前支援での研修促進と病棟集中配置による業務支援の両輪で推進しています。こうした取り組みは2023年度の**厚生労働省の組織定着化支援事業として結実**しています。



2021年度からは全21区分38行為を開講しています。



特定行為研修の様子

本学の特定行為研修の特色

看護教育としての取り組み

特定行為研修制度は看護教育制度に変革をもたらしています。2年目以上の看護師が共通科目(e-ラーニング)を履修することができ、特定看護師育成の推進、ジェネラリスト看護師の高度実践への知識・スキルの底上げと、より質の高いケアを提供させることを目的に附属病院職員へ教育しています。

業務管理委員会の設置

特定行為研修管理委員会を設置することはもちろん、研修を修了した特定看護師が院内で実施する特定行為に関して、安全性の確認及び評価等に関する事項を審議するため、特定行為業務管理委員会を設置しています。

タスクシフト・シェアに向けて

医師の働き方改革を推進するため、ICUでは特定看護師の集中配置を行っています。そして、医師の数が少ない時間帯を中心に特定看護師を勤務させ、タスクシフト・シェアできる環境を作っています。また、院内急変に鋭敏に対応できる早期警報体制においては、特定看護師を中心としたCCOTを構築し、院内急変事例に対するRRSの起動につなげています。

実践さながらの実習

滋賀医科大学模擬患者の会の協力による医療面接の実施や、医学教育・高度救急処置シミュレーターを使用した実践さながらの実習を行っています。

麻酔領域の特定看護師の紹介

本学麻酔科には、特定看護師4名が在籍しています。特定看護師の業務としては、中期計画評価指標に掲げている術中麻酔管理だけでなく、外来の時点から患者さん・家族に関わり、入院・手術・術後そして退院まで、一括して関わりを持つことで、より安全・安楽に周術期を経過し、地域への復帰ができるように活動しています。



看護師特定行為研修センターセンター長 北川裕利教授